

関係における岸構想の本稿(波多野)のような位置付けについては、なお留保が必要であることを示している。

(89) 前掲、樋渡「岸外交における東南アジアとアメリカ」二二六頁。

(90) 前掲「吉田茂書簡」一九八〇一九九頁。

(91) 『外交青書』第三号、二四頁。

(92) 例えば藤山愛一郎・商工会議所会頭は、さしあたりは技術指導程度で「早急な期待はできないが、これにより東南アジア諸国との経済協力の道が開かれるだろう」と述べ、また山際正道・日本輸出入銀行総裁も「即効を期待してはいけないが、これにより日本と東南アジア諸国との経済関係に一步を進め、これら諸国との経済協力

の素地をきずくことができる」(『朝日新聞』十月七日)と語っていた。

(93) W. Borden, *op. cit.* p. 216.

(94) 大来佐武郎「一九五五年におけるアジアの国際会議」(『アジア問題』一九五五年十二月号)、原寛天「シムラ会議と今後の課題」(『アジア問題』一九五五年七月号)。

(95) 『外交青書』第三号、五七、一四八頁。

(96) 渡辺昭夫「アジア太平洋の国際関係と日本」(東京大学出版会、一九九二年)八九〇頁は、この点に注意を促している。

(97) 『外交青書』第三号、一三四頁。

「付記」本稿は文部省科学研究費助成・重点領域研究「戦後日本形成の基礎的研究」(一九九二〜九四年度)の成果の一部である。

核兵器と日米関係

——ビキニ事件の外交処理——

坂元 一哉

はじめに

世界の耳目を集めたビキニ環礁での水爆実験終了からまもない、一九五四年五月二十四日、駐日大使館発の一通の外交電報がダレス國務長官からアイゼンハワー大統領に回付された。「福龍丸」という標題がつけられたその電報は、三月一日の実験によって被爆した日本のマグロ漁船、第五福龍丸とその乗組員の取り扱いをめぐる日米摩擦の中に、両国関係を揺るがす危険な潮流が存在することを指摘して、アメリカ政府の警戒と迅速な対応を進言するものであった。⁽¹⁾すでに、石井修氏の研究が指摘しているように、この電報はアイゼンハワー大統領の対日政策へのイニシアティブを促し、インドシナ休戦や中ソの平和攻勢といった東アジア国際情勢の展開を背景に、アメリカ政府が対日政策の再検討をすすめていく契機になった。⁽²⁾本稿は、この、いわゆるビキニ事件(福龍丸事件)の外交処理について事実関係を確認し、事件の意味を当時の日米関係の文脈の中で考察するものである。

考察のひとつのポイントは、日本政府の事件処理と対米姿勢の評価である。アメリカの歴史家ロジャー・ディングマン

氏は、日本政府が、一方で同盟国アメリカに対する忠誠を約束すると同時に、他方で国内諸勢力をなだめるためという理由で、当初アメリカが考えたより高い補償金を引き出すことに成功し、アメリカを「出し抜く」(outmaneuver)ことができたとして評している。ディングマン氏はこの事件を、ナショナリズムにつき動かされた弱者が、良好な対アジア・太平洋関係を維持したい強者に外交でまさった例としてとらえているのである。果たしてこのような評価は適当であろうか。

もうひとつのポイントは、事件が日米関係に及ぼした影響である。もとよりそれは小さくない。言うまでもなく、ビキニ事件は日本の原水爆禁止運動の起源となり、その後の日米関係の展開に大きく影響した。この事件以後、日本政府は同盟国アメリカの核戦略への協力の必要と、日本国民一般の核に対する拒絶感情との間で、しばしば難しい対応を迫られることになったし、アメリカ政府も日本人の核兵器に対する特別な感情には相当の神経を使わざるを得ないことになる。だが、そのことはひとまずおいて、本稿の直接の関心は、この事件がこの年から翌年にかけてアメリカ政府内で行なわれた対日政策の再検討にどのように影響したかという点にある。この政策再検討が、戦後日米関係のひとつの重要な節目になったと考えるからである。

ビキニ事件については、戦後の日米外交のトピックとしてはむしろ珍しく、日米双方の外交文書の公開がすすんでいる。本稿は、主として、一九九一年十月に外務省が公開した外交記録と、すでにその時点までに公開されていたアメリカ国務省の記録を資料として利用した。つきあわせて見ると、センシティブな問題について、日本側の文書の方にいくつか欠落が見られるものの、総じてどちらの外交文書も公開度は高く、これらの文書で事件処理外交の概要は十分に把握できると思われる。

一 摩擦の構図(一) — 事実認定、船の処置、患者治療

福龍丸被爆の事実関係は、おおよそ次のとおりである。焼津港を基地とするマグロ漁船第五福龍丸(乗組員二三名、約一〇〇トン)は一月二十二日に焼津港を出航し、他所で操業した後、マーシャル諸島方面へ向かった。三月一日、午前四時十二分、ビキニ環礁東方で投縄した後、乗組員が西南西の方向に「赤みがかった光の輝き」を認めた。その時の位置は、

おおむね北緯十一度五十三分十五秒、東経百六十六度三十五分十五秒で、アメリカが設定した危険区域の東端より約一九マイル外であった。光を認めた約七、八分後に爆風は感じないものの、前後二回にわたり爆発音が聞かれた。その後その方向に「きのこ状の雲を認め、これが空一面に広がってどんより曇ってきた」。乗組員は新聞での知識から原爆実験が行なわれたらしいことに気づき、揚縄を開始した。三時間後、揚縄作業中に白い灰(爆発によって空中に吹き上げられた多量の石灰岩の粉末)が降り始めた。そこで福龍丸は、揚縄が十時三十分ごろ終了すると、灰の降らない方へ航走し、現場からの離脱をはかった。しかし灰は正午頃まで続き、その間、乗組員は甲板で漁獲物の処理を続けた。二、三日後に乗組員全員が軽い頭痛を覚え、中には吐き気をもよおした者もいた。七、八日後に灰をかぶった箇所がやけど状になり痛みを感じはじめた。三月二日、北西に針路をとった福龍丸が、焼津に帰港したのは十四日のことであった。福龍丸に灰を降らせたのは、広島に投下された原爆の約千倍もの破壊力を持つアメリカ最初の実用型水素爆弾であった。

二日後、事件が報じられると、外務省はただちにアメリカ大使館との接触を開始した。問題処理のため、まず事実関係の確認が必要であった。アメリカ側は、賠償問題との関連で、とくに、福龍丸が危険区域の外で操業していたかどうか、そして福龍丸とその乗組員の背景について関心を持った。前者については、外務省の調査結果が三月二十七日に公表され、覚書としてアメリカ政府に手交された。しかし、日本側が区域外の操業を確認した後になっても、米原子力委員会のストラウス(Lewis Strauss)委員長は、区域内での操業を主張した。だが、アメリカ大使館の方は日本側の説明を受け入れたようである。少なくとも、交渉当事者間に、船の位置に関して大きな論争はなかった。しかしそれにもかかわらず、四月十二日に日本側からストラウス委員長の声明に対する反論が出されてから、アメリカ国務省が区域外での操業を確認するまでに、一月以上かかった。

後者は、福龍丸の「善意(bona fide)」に関する事実調査、すなわち、福龍丸が何らかのスパイ行為を働いてはいなかったかという調査であった。三月二十四日の『産経新聞』夕刊は、福龍丸が「漁業以外の目的」で実験区域近くへ来た可能性もあるというコール(Sterling Cole)アメリカ上下両院合同原子力委員会委員長の「重大」発言を伝えている。これは早速、国会でも取り上げられて問題になった。アメリカ大使館は、アメリカ議会への説明のためにも、福龍丸の「善意」を確認しておく必要があった。二十二日、アメリカ大使館は質問リストを作成し、口頭で外務省に伝えた。外務

省は秘密の調査を約束した。⁽⁸⁾ アリソン大使は、四月二日、日本政府のビキニ事件の取り扱いについて書簡で吉田首相に抗議した際に、この調査結果の通知の遅れにも不満を述べた。⁽⁹⁾

その翌日、外務省から、極秘 (strictly confidential) 扱いの調査結果が大使館に手交された。それは、船の航路・行動に不審な点はないこと。アメリカ側が問題にした、事件発生後の無線連絡の欠如は、放射線や危険区域についての知識不足や、アメリカの実験に関して無線を発することへの危惧、などの理由によること。また、船長と乗組員の背景についても、全員、福龍丸に常勤しており、彼らの「経歴、海外旅行、教育、素行および政治活動」に関して異常な情報は得られていないこと。さらに、彼らの中には、「共産党員やそのシンパ」はいないことを報告するものであった。⁽¹⁰⁾ アメリカ大使館は、三日後、「当地の他のアメリカ政府の諸機関」からこれまで得られた情報でも福龍丸の「善意」を引き続いて想定することができる旨、ワシントンに報告した。⁽¹¹⁾

こうして、事実認定については、外務省と大使館の間には大きな意見の食い違いは生じなかった。だが、その確認が行なわれている間、アメリカ側から事件に対する遺憾の意の表明がなく、それが世論はもとより日本側外交当事者の反発を生んだ。岡崎外相から井口駐米大使への四月七日の電報は、次のように記している。

「なお米側は、これまで今回の事件につき補償は申出居るも未だ遺憾の意を表したることなく、この点日本側に相当の不満あり。事件発生当時第五福龍丸が危険区域外にあったことは明白で、米側に過失のあったことは明らかである。⁽¹²⁾

四月九日、アリソン大使が、「米国政府の名において、再び深い遺憾の意を表わし、入院中の乗組員の回復について懸念している」という声明を出す、今度はこの「再び」という言葉が問題となり、外務省はこの再びという言葉は理解に苦しむという態度を示した。⁽¹³⁾ アリソン大使は後に回顧録の中でこの事件に触れ、事件発生後すぐに謝罪しておくべきであったと書いている。アリソンは日本滞在の経験が長く、日本人が謝罪と「誠意」をたいへん重視していることを理解していた。もし、早い段階で謝っておけば、日本人の苦い感情的な反応をだいぶ和らげることができたかもしれない、というのがアリソンの反省であった。ただアリソンは、事実調査の前にアメリカの責任を認めれば、ワシントンを驚愕させることになったであろうとも書いている。⁽¹⁴⁾

それはともかく、事実認定におけるアメリカ側の一部の態度が日本人の感情を傷つけたのはたしかであった。しかし、一方で、アメリカ大使館の方も日本政府の事件への対応に不満を募らせていった。まず、福龍丸の処置の問題があった。事件が報道されてから数日間には船に警備が無く、科学者や報道関係者が自由に立ち入り、写真を撮り、灰のサンプルなどを持ち帰った。科学者の成分分析によって貴重なデータが公表されて、アメリカにとっては軍事機密保持上の大きな問題になったのである。

アリソン大使は、三月十七日、奥村外務次官に対して、福龍丸関連の機密情報を保持し、かつ汚染の消除を安全に行なうため、福龍丸を横須賀に回航して極東アメリカ海軍の管理下に置くよう要請した。これに対して外務省は、十九日、船主の同意があれば、海上保安庁が極東米軍と協力して船を回航するよう決定した旨、口頭で回答した。しかし、二十三日、外務省は再び口頭で、調査を求める医師と科学者の圧力のため船は依然として焼津港に係留されたままであると大使館に通知した。⁽¹⁵⁾ 翌二十四日、アリソン大使は、奥村次官に会って、機密情報の規制に関して日本側の協力が不十分であると批判した。大使は、日本に規制のための法的基盤がないことは承知しているが、極度にセンシティブな情報とサンプルが多数の人々の手に渡っているのは事実であり、それらが、非友好国の手に渡れば、その結果について日本は重い責任を負わなければならない。こういう機密情報の規制ができないのなら、MSAや他のプログラムでの将来の日米協力にも影響するであろう、と強く警告した。そのうえで大使は、具体的なステップとして、船の処置については、アメリカ海軍に汚染を除去させるか、日本政府が船を沈めるか、船への立ち入りを防止するか、いずれかの方法をとるよう求めた。⁽¹⁶⁾

日本政府は、二十六日、安藤國務大臣を議長として、関係各省の次官、局長などからなる、「第五福龍丸事件前後措置に関する打合せ」を設けた。ここでの検討の結果、船の処置については、機密保持の観点から、政府による買い上げ・保管案でまとり、それが三十日の閣議で決定された。しかし、外務省の中川アジア局長が、二十六日にアメリカ大使館に対して説明したように、科学者からの船体保存要求が強く、船を沈めるということは困難であった。⁽¹⁷⁾

一応、船の処置は決まったが、すでに日本の科学者による灰の分析は進み、その結果は公表されていた。アリソン大使は、吉田首相あての書簡(四月二日)の中で、そのことが「日本と平和条約を結んでいない国々」にとって大きな利益になるのは間違いないと、批判した。一月後、吉田は岡崎外務大臣にこの書簡に対する返事を書かせた。吉田の弁明は、日

本の科学者は患者治療の適切な手がかりを得ようとして灰の分析を行なったけれども、これが事前の調整なしに公表されたのは残念なことであった。原子力の調査について機密保持の法律がないので政府が調査の結果公表を管理することは難しい。しかし、今後は患者治療上の発見については、厚生省の原爆症調査研究協議会により統一的に発表されるであろう、というものであった。

このような弁明で、どれほどアメリカ側が納得したかは疑問である。冒頭にあげたアメリカ大使館発の電報「福龍丸」は、次のように記している。

「福龍丸へのアクセスは、船が帰港して五日後の、三月十八日まで制限されなかった。三月二十七日になっても報道関係者や写真家が自由に船への立ち入りを許されていた。放射能を浴びた灰のサンプルは、船から、公式に持ち出されたが、これらのサンプルの目録は作られていないし、管理もされていない。船に入つたさまざまな人々によって非公式に持ち出された灰の量は分からない。灰の成分はすべての新聞で広く公表されている。……大使館の抗議に対する日本政府の判で押したような返事は、科学的データの公表を制限する、あるいは科学者の適格審査を許す法律が存在しないというものであった。もちろんこの主張は緊急事態においては、法律至上主義的 (Legalistic) であり、取るに足らないものである。」

船の処置と機密保持に関するアメリカ大使館の不満は、容易には解消されなかった。

しかし、アリソン大使が吉田あてに書簡を送った際、日米摩擦の原因としてもっとも大きな問題になっていたのは、患者治療の問題であった。アメリカ政府は、事件当初から患者治療に協力することを申し出て、広島原爆調査委員会 (ABCC) のモートン (John Morton) 博士を長とする医療チームに、アメリカ原子力委員会のアイゼンバッド (Merrill Eisenbud) 博士を合流させて、東京で待機させた。しかし、事件発生直後に焼津においてモートン博士らが診察した後、東京の二つの病院に入院した患者たちへのアクセスは拒絶された。患者の中に米人医師の診察によって検査材料にされるのではないかと不安があり、また日本人医師の側にも米人医師主導の治療を警戒する気持ちがあった。

アリソン大使は、吉田あての書簡の中で、治療に関する申し出がすべて断られていることを問題にして、患者への全面的かつ自由なアクセスを要求した。アリソンは、もし患者が質の高いアメリカの治療なしに死ぬ、あるいは障害者になる

とすれば、それは、悲劇であるし、また両国関係を永久に刺激する種を残すことになるかもしれない、とその理由を述べた。また、アメリカ側の直接の診察がなければ、今後の補償問題にも影響するし、そこから得られるデータは、科学的観点から見ても、両国民の健康上の利益にとって非常に重要である、という理由もあげた。アリソンは吉田に対して以下のよう警告している。

「現在のもっとも不満足な事態が是正されないまま続けられた場合、それが日米両国間の協力関係——あなたは過去においてそのために非常に重要な貢献をしてこられました——の将来にいかなる意味を持つか、閣下はすぐに理解されるであります。」

当時、吉田は大磯で病氣療養中であり、国会にも出席していなかった。アリソンは、書簡を送った日の夕方、吉田の娘である麻生和子氏と会談して書簡について意見交換し、吉田が事態の深刻さを正確に認識するよう努力した。四月五日、岡崎外相はアリソンに電話して、吉田首相が日米間の緊密な協力をはかるため、この件に直接介入したこと、翌日の閣議で対策が話し合われることを告げた。翌日には、外務省で日米両医師団の緊急会議が開かれて、問題が話し合われた。日本側は患者の心理状態から見て、米人医師の全面的な診察は難しく、二名につき二〇分を限度とする診察を提案した。モートン博士は、このような時間内での診察は不可能としたが、はっきりと拒否はしなかった。翌日、四月八日になって、モートン博士は東大病院に入院の七名の患者のうち二名に面接し、全員に見舞いの言葉をかけた。しかし、博士とABC Cの医療チームおよびアイゼンバッド博士は、これ以上の東京滞在は難しいとして、それぞれのポストに引き揚げた。

その後、日本側は、随時、患者の血液や尿などに関する資料をアメリカ側に提供するようにになった。だが、アメリカ大使館の不満は解消されなかった。依然として、診察はできなかったし、資料提供も、米人医師が直接得る資料に比べれば、日本側の医療レベルから見ても価値が低いと思われるからである。アメリカ大使館は、しばらく日本側の出方を見ることにしたが、同時に、もし患者の状況についての知識が本当にアメリカ国民の健康上の利益にとって重要ならば、「なんらかの形の強制と制裁」が必要であると判断していた。もちろん、その場合は、「この問題をとりまく当地の感情過多、政府の弱さ、政府の科学者や官僚のゆるぎない立場、新聞の対外強硬のセンチシヨナリズム」から見て、相当の努力が必要と考えられていた。

しかし、患者治療をめぐる摩擦は、吉田の指示の結果というよりは、外部的な要因によって緩和した。四月十五日、アリソンが国務省にあてた電報によれば、ビキニの実験区域を訪れたモートン博士は、区域内で得られている医学的、科学的情報（三月一日の実験では、マーシャル群島島民の中にも多数の放射線被曝者が出て治療が行なわれた⁽²⁾）は、福龍丸の乗組員から得ることのできるいかなる情報よりも完全なものであり、後者がアメリカ国民の健康問題に持つ重要性はごく小さいものになった、と報告している。アリソンは、この電報の中で、いまや患者への直接のアクセスも、また福龍丸の所有も重要ではなく、これからは、事件を国際的なアジェンダの焦点からはずし、日米関係の緊張を最小化することがアメリカの利益であるとして、補償問題を当面の目標とするように進言した。国務省はもちろん緊張の緩和をはかることに賛成した⁽³⁾。

だが、それでも、摩擦は依然として根強く残った。四月二十日、共同通信は、厚生省の原爆症調査研究協議会臨床小委員会が、患者治療について再三の申し入れにもかかわらずアメリカ人医師から助言を得られなかったとして、国の内外を問わず患者治療上の助言を期待することを訴える公開状を発表する予定であるという英文記事を打電した。翌日、アリソン大使は国会出席中の岡崎外相に電話を入れ、これは、アメリカ人医師に対する重大な侮辱であるとして「最も強い言葉で」抗議した。そして、もし患者治療の経緯についてアメリカ側が真実を語れば、吉田首相の訪米（六月に予定されていた）にとって、「とても楽しいとは言えない雰囲気」が生まれるであろうと警告した。夕方、外務省アジア局の中川局長はアリソンを訪ねて、午後三時に出される予定であった公開状は差し止められ、改訂されるであろうと説明した。そして今後は、外務省の代表が小委員会の記者会見に助言を与えることを約束した。また中川局長は、医師の無責任さが日本の外交関係に引き起こす悪影響については厚生省もよく理解したので、協力関係は改善されるであろうと述べた。ワシントンでは、スミス（Walter Smith）国務長官代理が井口大使を呼んで、新聞報道に対して深い懸念を表明した。井口大使も、個人的に憂慮の念を表わしたが、同時に、日本側の記録によれば、「かねてよりABCのやり方に対する日本医学界一般の不满に顧み、又米側医師団が最初患者を診察せんとするときの態度に多少遺憾の点ありし事実を指摘せざるを得ない旨」述べたようである⁽⁴⁾。

その後、九月になって久保山無線長が死亡した際にも、治療問題が再燃して大きな溝を生み出す可能性があった。アリ

ソン大使は「深い同情」を表わすとともに補償問題とは別に未亡人に一〇〇万円の弔慰金を送った。しかし、久保山の死因については、解剖に立ち会わせれた専門家の報告から、治療の際に行なわれた過度の輸血が引き起こした肝炎であるとして、根本的には放射能が原因とする日本側の主張を認めなかった。国務省は、このような見解を公表すれば、日本人を大きく刺激することになるとして、しばらくは事実関係を争わず、公的な発言を同情と遺憾の意を示すことに制限するよう指示した⁽⁵⁾。しかし、アメリカのマスコミや一部の政府関係者からはそのような見解が示され、アメリカ人医師の治療であれば助かったかもしれないというあからさまな発言もなされた。翌年になって、国防省は輸血による黄疸が久保山の死因であるという声明を発表している⁽⁶⁾。

さて、以上のような、三つの問題（事実認定、船の処置、患者治療）の他にも、汚染された他の船に関する情報提供や、放射能の影響調査のために日本政府がビキニおよびその付近の海域に送った調査船「俊鶴丸」への支援の問題などで、日米関係はぎくしゃくしたものとなった。そのような日米間の摩擦の背景には、何と言ってもマスメディアを通じて表わされる日本の世論があった。それは全体として、原水爆実験の生命、環境に与える脅威を強調し、それに敵意を示す論調であった。そして実験を続けるアメリカに対する、またそれを支援するかに見える日本政府を批判するものであった。そのことは原水爆禁止署名が年末までに二〇〇〇万人を超えたことにもよく表われている。また、国会の場でも、衆参両院において、全会一致で原子力の国際管理と原子兵器の禁止のための決議が採択された（四月二日、五日）。

吉田が岡崎を通じてアリソンに送った手紙は、ビキニ被災事件が、水産業への深刻な被害とともに、「過去二回の原爆被害も生々しい」日本国民に強い衝撃を与えたことから問題解決が難しくなり、国民の反応がアメリカにとって好意的でないものになったとしている⁽⁷⁾。国民の核に対する特殊な感情が背景にあるので、日本政府の努力にもかかわらず、患者治療や情報規制の問題でアメリカの要請に必ずしも満足に答えられなかったというのが、日本政府の釈明であった。たしかに、国会決議の際に、「世界の中で原子兵器の恐ろしさを身をもって知っているのはひとりわが国だけである。ここに、わが民族は人類を原子兵器による破壊から救う崇高な義務と最大の発言力を有する理由がある」という提案理由説明がなされたことにも象徴されるように、日本人の核に対する特別な感情の理解なしには、問題の解決は難しかった。しかし、そういう感情に対するアメリカ大使館の観察は必ずしも同情的なものではなかった。電報「福龍丸」は、次のように評し

ている。事件発生後、

「制限のないマゾヒズムの時期が続き、無節操な新聞に助けられた日本国民は殉難の妄想 (fancied martyrdom) にふけていたように思われた。そして日米の協力関係は崩れさった。」

また、この電報は、日本政府が日本国民のパニックを利用して、安保問題の交渉などで、何らかの利益を引き出そうとしていると警告したのである。

二 摩擦の構図 (二) — 補償問題

以上のところは、アメリカ政府・大使館の要請と抗議に対する日本政府・外務省の反応の概要である。日本側の要請としては、まず、三月三十一日の申し入れがある。これは、ビキニ環礁周辺の安全確保のため、日本政府がアメリカ政府にいくつかの具体的な提案を出したものであった。その内容は、①危険期間を短縮する、②危険期間中においてもその間に日本漁船の安全航行時期を設定する、③危険区域の一部撤廃、④おおよその実験予定日について日本政府に内報する、⑤実験実施前に（たとえば日本語による退避警告など）適切かつ効果的な措置をとる、⑥マグロの漁期である十一月から三月末の間は実験を回避する、という六点からなっていた。

この提案に対して、アメリカ政府は四月十日に回答した。しかし、その内容は、福龍丸の被爆に深い遺憾の意を表し、日本側の安全に対する危惧を十分理解するとはしながらも、だいたいにおいて日本側の個々の要請を拒否するものであった。まず、①に関しては、実験終了後（六月末を予定）には危険区域が解除されると回答した。以下、②については、技術的理由から難しい、③は、風を考慮した場合、安全上の理由から難しい、④は、現地の気象条件で実験が長い時間延期されることがあるので意味がない、⑤については、日本語での退避勧告は、実験の正確な時間の設定ができないという理由から難しい、しかしできるかぎりの適切な安全措置はとる、という回答であった。⑥についても、国家的、国際的安全保障という観点から、核実験の時期は科学的考慮によって決められるが、一月と二月は一般的に言って実験には最良の気象条件である、という否定的な見解が示された。この回答を受け取った岡崎外相は、アメリカ大使館に対して、当面これ

を公表しないように要請した。この回答を公表すれば、「非友好的分子」によって反米宣伝に利用されるというのがその理由であった。結局、アメリカ側の回答は公表されなかった。

日本政府は、この実験区域の安全対策の問題について、さらに粘ろうとする姿勢は見せなかった。安全保障上の必要から、同盟国の行なう核実験の必要性を否定しない日本政府としては、あまり知識もない実験の技術上の理由を前面に出されてしまうと、それ以上、要請を続けるということが難しかったようである。

外務省と岡崎外相は、核実験の必要性を認め対米協力を推進する必要と、国民の間の反核・反米感情の高揚との間で板挟みになっていた。すでに、岡崎外相は「アメリカ側の代弁と思われようなことしか国会で言わない」と批判されていたのである。そういう苦しい立場から脱する鍵となるのが、補償要求であった。そのことは、岡崎外相が四月九日、日米協会において行なったあいさつからも窺われる。外相はまず、福龍丸の乗組員に深い同情を表わし、できるかぎりの救済を約束した。さらに、原爆実験のために、漁業が特定の公海区域から除外されることは漁業国日本にとって非常な損失であることを認めた。そのうえで岡崎外相は外務省の立場を明確にして次のように述べた。

「しかしながらわれわれは、米国に対し原爆実験を中止するよう要求するつもりはない。それはわれわれが、この実験が米国のみならず、われわれもその一員である自由諸国の安全保障にとり必要なことを知っているからである。こうした立場からわれわれは、この実験を確保するため他の自由諸国と協力するであろう。しかしながら、われわれは同時にかかる実験の結果、被るかも知れないいかなる損失にもわが国漁業は正當に補償されるべきものであると考えるものである。」

もともと、事件発生当初から、外務省は、日米友好関係を損なわないために、アメリカからできるだけ迅速な賠償の支払いによって対米批判の沈静化をはかろうと考えていた。三月十七日、岡崎外相から井口駐米大使にあてた電報は次のように言う。

「本件は恰好のトピックとして昨十六日以来、新聞は勿論、国会における質問の中心となりたる観あり、且、左翼分子の煽動もあり之を放置することは、日米友好関係上面白からざるのみならず、米国の必要とする security 保持に對する我方の協力に遺憾の点を生ぜしむる如き空氣を誘発するおそれ無しとせず。之に對し、若し此の際米國政府が

進んで「若し日本漁船に何等過失無かりしこと明らかとなりたる際は、被害補償の措置をとる用意あり」との趣旨を公式に声明すれば、わが輿論を鎮静せしめ本件を円満に處理するに多大の効果ありと認めらるる⁽¹³⁾。

外務省がアメリカ大使館に非公式な形ながら補償内容と額についての暫定的な計算を示したのは、外相の日米協会でのあいさつの翌日のことであつた。こうして、事件発生後、ほぼ一月が経つたところから補償問題が日本側の対米要求の焦点となり、以後、ビキニ事件処理の中心問題になっていった。以下、一九五五年一月になって、二〇〇万ドル（七億二〇〇〇万円）で解決する補償交渉の経過を概観する。

中川アジア局長が示した案は、あくまで交渉のための予備的なものであつたが、①二三名の乗組員の入院・治療費（三月三十一日まで）、約七十九万円、②一月あたりの雑費、約二万円、③生活費、約六二万円、④船の所有者が新船を受け取るまでの一月あたりの損失、約七十一万円として、これら四点は、基本的に事態が続く間（ただし④については最長六ヵ月）払い続けられるものとされていた。これに加えて⑤船や漁具、漁獲、衣服などに対する損害額、約二九〇〇万円、⑥乗組員への慰謝料、四六〇〇万円（もし乗組員が死亡した場合は増額）、が計上されていた。さらに、事件に関連して政府および地方自治体が使った特別経費、および事件による間接的損害の額を計算中であることが付け加えられていて、その要求も示唆されていた⁽¹⁴⁾。

三日後、アメリカ大使館はこの案について國務省に次のように報告している。入院・治療費、雑費、生活費、すなわち①から③は妥当な額である。ただし、不定期の期間毎月払い込むという形は望ましくなく、一括支払いが望ましい。④は額も法外であるし法的にも疑わしい。⑤については、船と漁具の価値については妥当な額だが、補償は市場価値での計算に基づくべきである。⑥の慰謝料は日本の基準からして、疑う余地なく高額であるが、心理的な価値から考えて受け入れることを勧める。慰謝料を支払う前に、患者が死亡した場合の増額について外務省の考えを明示してもらう必要がある。特別経費と間接損害については、明らかに受け入れ難い。とくに間接被害については、事件による魚の値崩れなどは、日本のセンセーショナルな新聞が引き起こしたパニックに大きな責任があるのではないか。このような反応であつた。

一方、外務省の内部にも、中川局長が示した案には批判があつた。欧米局の土屋局長は、四月十五日、アメリカ大使館の館員に対して、アジア局によるビキニ事件の取り扱い「ぐずぐずしていて効率が悪い」と述べるとともに、中川局長

の案は欠陥があり、あまりに包括的であると評した。土屋局長は、一括支払い方式で、アメリカが迅速に補償金を払えば、事件はすべて片づくかもしれないと述べた。大使館員が、早く払えるかどうかは金額によると言々と、土屋は金額の規模を示唆することはできなかったが、答える努力を約束した。アメリカ大使館は、この土屋の介入を準備なしの即興とはみなかった。実際、井口大使は十六日にマーフイー（Robert Murphy）次官を訪ねて、日本政府が、妥当な額で、迅速な一括払いによる、解決を望んでいると伝えた⁽¹⁵⁾。

アメリカ側も、補償による問題の迅速な解決には異論がなかった。すでに三月十九日にはアリソン大使が「調査の結果補償すべきことが明らかになれば適正妥当な補償を行なうため必要な措置をとる」と声明していた。事実関係が明らかになるにつれ、責任の所在は明確であり、政治の問題としても、補償をめぐって日米関係のこじれを長引かせるのは得策ではなかった。四月に入ってから日本側の動きを受けて、國務省は井口大使に対して迅速かつ寛大な（prompt and generous）な補償を行なうことを非公式に約束した⁽¹⁶⁾。

だが、交渉は迅速には進まなかった。五月半ばになつても、日本側は要求すべき一括払いの額について決定することができなかったのである。外務省は、関連省庁および漁業団体の要求で損害算定の合算額が大きくなりすぎること苦慮していた。外務省の中には、各省庁の要求を拒否する役目はアメリカに引き受けてもらいたいというかなり強い意見も存在していたようである⁽¹⁷⁾。

五月二十一日になって、アメリカ大使館から非公式な試案として、約一五万ドル（五四〇〇万円）での解決案が示された。アメリカ側はこれを、国際法上の不法行為に基づく損害賠償ではなく、日米行政協定下の補償と同様に慰謝料（ex gratia）として支払うことを希望した。この額には、魚価の下落による水産業界の損失といった間接的損害はまったく含まれていなかった。間接的損害に対する補償というものは議会に説明できないというのがその理由であつた。また、この金額には、船自体についての補償も含まれていなかった。大使館側はこれについて、福龍丸は日本政府が政府のために買い上げて、船主に対する補償は済んでいる、と説明した。話を聞いた外務省側は、この提案額を、あまりに少ないと考へた⁽¹⁸⁾。

それも、無理はない。日本側が関係省庁の意見を入れてはじき出した損害額は、間接的損害額も入れて、一括支払いで

約六七〇万ドル（二五億円）にのぼったのである。外務省はアメリカ側の提案から一週間後、この数字を非公式にアメリカ大使館に示したが、その際、外務省の担当者たちは、二五億円のうち二四億円までが農林省と水産庁の要求であるが、外務省としてはこの数字を伝えざるを得ないと説明した。間接的損害の要求について外務省は積極的ではなかったのである。外務省側は、この額については公表しないし、国会で質問を受ければあいまいな答弁をする⁽⁴⁾と伝えた。

翌日、アリソン大使は岡崎外相に対して、日本側が伝えた数字は「まったく非現実的」であってこれをワシントンに伝えるわけにはいかないと明言した。アリソンは、もしこれを伝えれば、間近に迫った吉田首相の訪米に悪い雰囲気を作り出すだけでなく、日米関係全体にも悪い影響を与えることになる⁽⁵⁾と警告した。これに対して岡崎は、この算定額は、非公式なもので、公式の要求ではないと弁明した。そして、直接損害額は約三億円（八三〇万ドル）であると了解していること、自分としては関係省庁を説得して妥当な金額での解決のために努力することを約束した⁽⁶⁾。

すでに、日米外交当局は、吉田訪米に合わせて補償問題の解決を進展させようと努力していた。日本側の意向は井口大使を通じて外務省に伝えられている。アリソン大使は、五月二十八日、岡崎外相に対して、日米関係の長期的な利害を考え、また吉田訪米によい環境をつくるためにも、妥当な額での早期解決が望ましいとして、自分が自分の権限で本国政府にかけあつて五〇万ドル（一億八〇〇万円）での解決を打診してみる、と伝えた。岡崎は五〇万ドルは最低限の数字であるけれども、もし「運がよければ」、これでまとめることができるだろうと述べた。三日後、岡崎は、副総理、大蔵大臣、それに「打合会」の安藤国務大臣と会談した結果、全員が穏当な金額での早期解決が長期的な日米関係のために望ましいという原則では一致しているが、実際の金額については態度が固いことをアリソンに説明した。岡崎は、二億円程度で何とか合意できるようにできる限りのことをするが、三億円ならば皆が満足できるように解決できると述べた⁽⁷⁾。

アリソンは六月初旬に迫った吉田のワシントン訪問に備えて、一時帰国した。この時までに、電報「福龍丸」はアイゼンハウアーの目にとまり、大統領は対応の検討を指示していた。アイゼンハウアーは日本の状況を心配するとともに、実験によって世界中で低下したアメリカのイメージを心配した⁽⁸⁾。そのこともあつて、補償についてはアリソンの助言が通りやすい環境ができていたようである。当初案の一五万ドルが少なすぎることはすでに理解されていた。アリソン大使の助言は間接被害はともかく直接被害について日本側の数字を基礎に再考すべきというものであった。アリソンは日本

が固執するであろう三億円という数字をひとつの可能性としながら、五〇万ドルから一〇〇万ドル（三億六〇〇万円）での交渉の権限を与えられるよう求めた。ダレスは、このアリソンの進言を入れて、一〇〇万ドルを限度とする交渉を行なうことを承認した⁽⁹⁾。日本側が数日前に国務省に打診した際には、三億円という数字は「全然想像しておらざる数字でありこれをジャスティファイすることは全く不可能と考えられる⁽¹⁰⁾」と言われていたことを考えれば、補償問題は解決に向けて大きく前進したと言える。

しかし、吉田の訪米が国会の混乱によって直前になって延期され、訪米を契機とする問題解決の動きは鈍った。アメリカ政府の方は、アリソンの努力もあつて、早期解決のために、議会の審議が必要な予算への計上ではなく、MSA（相互安全保障法）に基づく大統領権限で引き出せる資金を利用して一〇〇万ドルを限度に補償交渉をすすめることを、六月末には正式決定した⁽¹¹⁾。七月六日、アリソンは岡崎に対して三億円程度の支出が可能であることを内報した。だが、日本側は、当初の岡崎の見込みとは異なり、この数字でまとめることはできなかった。これは、時間が経つにつれて漁獲物の廃棄量が増加したことにより、政府内に、業界の要求や世論の期待に沿ってより大きな額を求める声が出てきたためである。たとえば、「打合会」の安藤大臣は、三億円程度では「各方面に振り分けることは殆ど不可能」なので、交渉にあたってはアメリカ側に「本件関係者は相当数に上り、且つ国民一般も深い関心をもっていることを強調」して、増額を求めるよう主張した。八月十日には、衆議院の水産委員会が原水爆実験によって引き起こされた損害については直接、間接を問わず早急に補償することを要望する旨の決議を行なっている⁽¹²⁾。

アリソンは、八月中には、自らの交渉権限が一〇〇万ドルを上限とすることを日本側に明らかにしていたように思われる。八月十七日、岡崎外相はアリソンに対して、吉田が一〇〇万ドルでの交渉妥結を非公式に承認したことを伝えた。岡崎外相は、安藤国務大臣と保利農林大臣は依然として間接損害の補償をアメリカが行なうことを主張しているが、自分と首相は一〇〇万ドル以上の支出には議会の協力が必要になることを理解しており、それは日本にとっても利益にならないことを理解している、と述べた⁽¹³⁾。

しかし、再び事態の進展によって交渉は難航した。八月末になって久保山無線長の容体が悪化すると、福龍丸事件に対する国民の関心が再び高まり、これが、増額を求める日本側関係者に勢いを与えたからである。アリソンは、これによつ

て交渉が遅れることを警戒して、九月二日、久保山の病状に対する憂慮を伝えるとともに、岡崎に対して一〇〇万ドルでの解決の準備ができているかどうか質問した。岡崎は、安藤と保利はこれまで以上に一〇〇万ドルでの解決に強く反対しているとして、深い困惑の表情を見せた。アリソンは、もし一〇〇万ドル以上の支払いを求めて、そのため議会での証言が必要ということになれば、そこで久保山の病状の原因についても議論されることになり、日米関係には大きな困難をもたらすだろうと警告した。岡崎は、早期解決の必要は理解するが、できるかどうか自信がないと述べた。九月二十三日に、久保山無線長が亡くなると、原水爆実験についての国民の不安と、実験継続の意向を変えないアメリカへの不満も一層、深まった。

アリソンは、国務省に対して、久保山の死亡で再燃した「エモーションナリズム」の中では、吉田の欧米歴訪（九月二十六日出発、アメリカには十一月初旬に到着）前に、交渉の進展をみるのは不可能であると報告した。大使は、交渉遅延の原因は日本側にあるとして、当分の間は、これまでの線（一〇〇万ドル）で押して、日本側からの返事待つことを勧めた。アリソンは、六月とは違って、今度は、吉田訪米に合わせて解決を促進するという積極的な努力を行なわなかった。六月以後、アリソンとアメリカ大使館は、吉田の統治能力に対する信頼を失っていた。アリソンは、次第に、吉田を首班とする弱体政権よりも、保守の広い層に支持された吉田抜きの方の政権の方がアメリカの利益にとって望ましいとの結論に傾いていたのである。吉田の将来に見切りをつけはじめたアリソンは、いささか辛辣さをこめて、一〇〇万ドルでの決着は、吉田との間でつけるべきだとして、次のように述べている。

「一〇〇万ドルでの解決が、われわれにはいかに寛大なものかと思えても、日本ではすこぶる評判が悪いのである。それはこれまで吉田政権が、われわれとの協力に対して示してきた失策と怠慢によってだいたい説明できる。われわれの長期的利益から見て、この責任は、吉田の有望な後継者候補のひとり「ここでは緒方をさす」——彼は集める限りの人気を集める必要がある——ではなく、吉田に負わせた方がよい。」（「内筆者」）

しかし、日本政府は、事態の進展のために一〇〇万ドルでの解決は難しいという姿勢を明確にした。すでに直接損害の計算だけでも一〇〇万ドルを若干超える額に達していた。政府内では間接損害についても、一部、見舞金の形でよいからアメリカに支払ってもらおうべきだという意向が強くなっていたのである。十月四日、岡崎外相はアリソン大使に、「政府

部内及び国会方面にもこうなつては一〇〇万弗では足りず、二二〇万弗、すくなくとも一五〇万弗を必要とする声大なり」と伝えた。

そのような日本側の姿勢を見て、国務省内でも、やはり一〇〇万ドルでの解決は難しいという考え方が強くなっていった。補償交渉進展のために、法的責任の共同調査を行なうという考えもあったが、それは、長引いて日本国内で反感を持たれる可能性があるし、危険な先例になるかもしれないと結論された。一方、新たなMSA資金が調達されたことで、国務省内の検討では、あと一〇〇万ドルぐらいならば、関係省庁の説得によって議会の審議なしに、ビキニ補償のために提出できると判断されたようである。

久保山の死からちょうど一月後、吉田訪米の前にワシントンを訪ねてロバートソン (Walter Robertson) 国務次官補と会談した岡崎外相は、久保山の死亡という事態と汚染による魚の廃棄が続いていることから、当初、十分と考えた一〇〇万ドルでは決着できない、一五〇万ドルでも可能かもしれないが、二〇〇万ドルならば確実に満足のいく最終決着になると日本側の希望を伝えた。ロバートソンは、水爆実験は、アメリカの国益だけでなく、共産主義者による奴隷化から人類を守り、また原子力の平和利用にも役立つものであると強調したが、岡崎は、自分も同様のことを国会で言って、厳しく攻撃されたと応じた。岡崎は、一〇〇万ドルで解決しようとするれば、吉田政権も終わりであるし、日米関係も傷つくとして、アメリカ側の金額の再考を懇請した。これに対してロバートソンは、日本政府と国民が置かれている難しい立場は理解できるとして、二〇〇万ドルは高すぎるとしても一〇〇万から二〇〇万の間での考慮を約束した。ただし、ロバートソンは、牽制の意味もあってか、一〇〇万ドルを超えたと議会の審議が必要になるかもしれないと、そうならばアメリカ世論に悪影響を与えるかもしれないと付け加えた。

こうして日本側は増額の感觸を得たが、そこから急速に交渉が進展したわけではなかった。アメリカ政府は、吉田のワシントン訪問前に、MSA資金からの二〇〇万ドルまでの支出を認め、アリソンに、一五〇万ドルを超える場合には事前承認が必要という条件付きの交渉権限を与えた。しかし、それは吉田訪米を飾るためには使われなかった。アリソンの自由裁量である一五〇万ドルという数字と、日本側が求める二〇〇万ドルという数字の間で折衝がさらに長引く可能性があった。アリソンは、数字をできる限り二〇〇万ドル以下に抑えるつもりだったようである。十二月半ばになっても、外

務省の見方では、アメリカ側は一五〇万ドルから一八〇万ドルの線を考えているように思われた。⁽⁸¹⁾

最後になって、交渉進展を促したのは、吉田内閣総辞職（十二月七日）にともなう、新内閣の誕生であった。鳩山はとりたてて、政府のビキニ事件に関する対米交渉を批判してきたわけではないが、反吉田勢力を結集して政権に就いたのであるから、吉田政権より後退した条件で交渉をまとめることはできなかった。十二月二十七日、アリソンと会見した重光葵新外相は、ビキニ補償問題を早期解決が必要な第一番目の案件にあげたうえで、一五〇万ドルでの解決の用意があるというアリソンに対して、二〇〇万ドル以下の解決はできないと主張した。⁽⁸²⁾二十九日、重光の右腕である外務省の谷顧問は、アリソン大使に、補償額を二〇〇万ドルとして、これを「米政府の現政府に対する好意の表現として新春早々に」発表したいと申し入れた。これに対してアリソンは、肯定的な答えを得るよう本國政府に進言すると約束した。⁽⁸³⁾アリソンは、鳩山政権は少数政権であり、早い段階での総選挙を約束しているの、国内政治の観点から、二〇〇万ドル以下で解決しようとはしないであろう。それならば、日本では「伝統的に一年の決算に充てられている大晦日」にも発表できるように、直ちにこの金額での合意がなされた方がよい、と進言した。⁽⁸⁴⁾この進言は入れられ、翌年、一月四日にビキニ補償に関する交換公文が発表された。

この決着により、日本側は、間接被害についても補償金（慰謝料）を充てることができることになった。昭和三十年四月に閣議決定した配分によれば、間接被害に対する支払いは、全体の約七割（魚価低落によるマクロ業者の損害に対して約四億五四〇〇万円、流通業者などの損害に対して四一〇〇万円など）を占めた。⁽⁸⁵⁾この点、日本側が、九月時点で計算した、間接損害約二億六〇〇〇万円には、遠く及ばないものの、直接損害への補償が大半を占めることになったであろう三億円あるは一〇〇万ドルという額での解決に比べれば、より多くの関係者に金銭を配分できる、日本政府にとって有利な解決であったと言えるであろう。直接損害の計算額を超える額まで支払わせたというのはたしかに、外交的に日本が得た一定の成果であった。ただしこの金額で関係者の不満が解消されたわけではない。たとえば、日本かつお・まぐろ業界は、この慰謝料が政府計算の三分の一にも満たないとして、政府に公開質問状を出している。⁽⁸⁶⁾

しかし、他方で、補償の形式については、ほぼアメリカ側の意向が入れられることになった。アメリカ政府は、議会での問題化したり、将来、先例となることをおそれて、補償金は、これを法的責任とは関係なく、慰謝料として支払うことに

固執した。外務省は、アメリカ政府には少なくとも適切な安全区域を設定せず、十分な予防措置を講じなかった責任があると主張していた。しかし、純粹に法的な損害賠償を求めた場合には、魚類廃棄の基準についての日米の意見の相違や、魚価下落の因果関係の立証などの複雑な問題が生じることは明らかであった。しかも、これまでの経緯から見てアメリカ側が魚価下落といった間接損害を補償する可能性は極めて小さかった。そこで、形はともかく二〇〇万ドルの支払いを主張して、この中から直接損害に払った残りを日本政府が間接損害の対策に回す（補償金の配分については、日本政府に任せることで日米間に了解ができていた）ことにした方が法律問題を争うより政治的に得策という判断がなされたようである。⁽⁸⁷⁾したがって、ビキニ事件で生じた「傷害又は損害に対する補償のため二〇〇万ドルを、法律上の責任の問題と関係なく、慰謝料として」支払うという形式（交換公文）によって、日本政府は、いわば、実をとって名の方は妥協する形にしたのである。

三 ビキニ事件とアメリカ対日政策

ビキニ事件は戦後一〇年間で最も厳しい緊張を日米関係に強いている、というのがアメリカ大使館の見解であった。⁽⁸⁸⁾そのため、この事件が、この年の夏に大使館のイニシアティブではじまり、翌年春に国家安全保障会議政策文書NSC五五六一／一という形でまとまった対日政策の見直しに与えた影響も小さくない。

アリソン大使がそれまでの対日政策基本文書NSC一二五／二（一九五二年八月）の全面的な見直しを國務省に進言したのは、MSA交渉が終わり、ビキニ事件が発生して間もない一九五四年三月下旬のことであった。大使は、過去二年間の日本の実態と文書作成当時の予測の間には明らかなギャップがあることを指摘した。たとえば、NSC一二五／二では日本がアジアの中で独立的行動を強め、場合によっては共産諸国との接近をはかるのではないかと警戒されていたが、現実の日本はアメリカに頼りきり、そういう行動をおこす力もないように思われた。そしてそのことは、日本が太平洋地域の安定に貢献する指導的な自由主義国家になるというアメリカの希望が実現しないことを意味していた。また、比較的短期間で経済復興がなしとげられるという前提も疑問になった。ドッジ・プランの緊縮財政と朝鮮戦争ブームで得た経済復

興の勢いは失われてしまったように見えるからである。大使は、これまでの予測は、日本の戦後復興の難しさを過小評価し、アメリカの望むような新生日本の発展を過度に期待していたと論じた。⁽⁴⁾

このように、ビキニ事件の衝撃が十分明らかになる前に、すでに基本文書の見直しが進言されていたが、その後の内外情勢の展開で、見直しの必要は、ますます大きくなった。まず、日本の国内政治は、指揮権発動という事態に発展した汚職事件、いわゆる造船疑獄と、国会の会期延長をめぐる乱闘事件まで引き起こした重要法案の処理によって混乱した。それにともなう吉田の訪米延期は、保守・革新両方の反吉田勢力を勢いづかせ、政局の混乱に拍車をかけた。また、経済的には、デフレ政策の実行で深刻な不況感が広がっていた。そういう中で、予算の一律削減のため、防衛予算もアメリカに相談なく一〇%削減されたが、これはアメリカ政府を大いに失望させた。⁽⁵⁾一方、インドシナの休戦は、東アジア国際情勢の緊張緩和をもたらすと同時に、フランスを支援したアメリカのアジアにおける威信を問うことにもなった。中立主義的な志向が高まるおそれもあり、現に、自由党の池田幹事長が、党内の会合で、今は東西いずれの陣営に属するか決める時でないという主旨の発言をしたと伝えられて、アリソンは懸念を抱いた。⁽⁶⁾

そういう状況の中で、夏以降、大使館を中心とした対日政策の再検討の作業（対日政策の「ニュールック」と呼ばれた）が進んでいった。結果として生まれたNSC五五—一六（一九五五年四月）は、当面の対日政策の重点を、防衛力増強ではなく、日本の政治的安定と経済復興に置くことを確認した。⁽⁷⁾それは、アメリカが防衛力増強に消極的な日本の姿勢を受容したと言う意味で、戦後日米関係の枠組形成を一步進める文書になったのである。

ビキニ事件とそれをめぐる日米摩擦は、この政策再検討に二つの論点を提供したと思われる。ひとつは、核兵器の発展が日米関係に持つ意味である。これはまず、ビキニ事件が明らかにしたような核兵器の圧倒的な破壊力を前にして、基地としての日本の戦略的価値をどう見るかという問題であった。在日米軍事援助顧問団（MAG）の助言を得た大使館の見解は、日本をとりまく共産側の空軍力は、核攻撃によって短時間でアメリカの海空軍基地と日本の工業施設を破壊することができるので、戦争になれば日本は防衛の負担になるだけであろうというものであった。そのため、日本の防衛産業拡大のための援助も再考の必要があるとされた。日本は、作戦基地としても軍需・補給のための基地としても価値が減少したというのが大使館の見解であった。⁽⁸⁾

これに対するアメリカ極東軍の見解は、極東の戦略情勢に大きな変化はなく、核兵器が引き起こすさまざまな軍事技術上の問題にもかかわらず、世界戦略の中で日本が占める役割について特別な再調整はいらしないとするものであった。⁽⁹⁾極東軍の高官は、大使館の考えにコメントして、次のように日本の軍事的重要性を説明した。①日本列島は、極東の共産勢力に対して軍事作戦を行なう海空軍基地複合体のなかで最大のものである。（したがって、敵の奇襲攻撃にさらされ脆弱なものも当然である。）②もし日本に基地を持たないならば、アメリカの報復力はより劣等な基地に集中することになる。太平洋地域では日本だけが広範な補給施設を持っている。（もし米軍が使わなければ、共産側が奪って使うであろう。）③効果的な反撃のために必要な前進基地システムを捨てて、西半球に徐々に後退した場合、ソ連がそのシステムの破壊のために使うはずであった大量破壊兵器を使わずに取っておくことを許し、かつ、ソ連の前進基地システムをアメリカの方へ地理的に進めることになる。要するに、敵の攻撃に脆弱ではあっても包括的な前進基地群の一環として日本は不可欠であり、抵抗せずに共産側の手にわたせば、相手側の余力という面でもアメリカとの距離という面でもアメリカの安全保障を大きく後退させるという説明であった。

このような率直な見解は、専門家の見解でもあり、大使館側も受け入れざるを得なかったようである。大使館がさらに検討の結果まとめた報告では、核攻撃に対する脆弱性という危険はあっても、海空軍基地の維持はその危険を賭けるに値する価値があると認めている。⁽¹⁰⁾

だが、そのことは別にして、大使館は、核兵器に対する日本人の心理とそれが日米関係に与える政治的影響を重視した。前出の電報「福龍丸」の草案は、若手の優秀な外交官であり、アリソンの信頼も厚かった、レオンハート（William Leonhart）一等書記官の手になるものであった。彼は、ビキニ事件では大使館の窓口として外務省との交渉実務にあたったが、この大使館の政策見直しにおいても、その能力を買われて、研究のとりまとめを任された。⁽¹¹⁾そのため、レオンハートが問題にした日本人の核兵器に対する心理的脆弱性は、そのまま大使館の研究の基本テーマとなった。電報「福龍丸」は次のように言う。日本は、元々、人口、工業施設、輸送網、港湾設備などが密集し主要国の中では最も脆弱な物理的条件を抱えていた。そこに一九四五年に続くこのビキニ事件によって熱核兵器の衝撃が加わったのである。アメリカが理解すべきは、日本人の核兵器に対する恐怖心と、戦争になったら終わりという確信であった。福龍丸事件に関連して、

死の灰による海洋・食料汚染と遺伝障害についての話ならどのような話ならおかげなものであっても、受け入れられたことにも、そういう背景がある。共産主義者は、このような心理的脆弱性を利用して、政治心理戦を展開し、日本を中立化の方向に向かわせて、アメリカの軍事的な立場を揺り崩すこともできるのであった。⁽¹⁷⁾

そういう日本人の核に対する心理的脆弱性が、日米関係の懸案である再軍備問題に影響を与えるのも当然であった。「福龍丸」は、日本では「核の時代において再軍備することの賢明さと実効可能性に関する疑問が増大した」と指摘したが、大使館の研究報告も、これを日本が防衛力増強に熱心でない政治的理由の第一にあげている。そして、戦争に巻き込まれたら日本の防衛は不可能で日本は破滅的被害を受ける、という議論は再軍備を妨げるもつとも基本的で影響力ある議論かもしれないと指摘している。アメリカは、米ソがともに熱核兵器を持つ時代に、どちらの側であれ、戦争に参加すれば日本は破滅すると思われる日本人に対して、何よりもまず、アメリカとの連携が日本の安全につながることを示す必要があった。⁽¹⁸⁾

そうした考慮の中で大使館は、朝鮮・インドシナ休戦による緊張緩和とあいまって、日本の陸上兵力増強の意義は減少したと判断した。

「核の」力の大体の均衡が存在する状況で、われわれが発展させようと努力しているのは、非共産世界の力であって、現有軍事力の極大化ではない。われわれ自身もそういうコースをとっていない。⁽¹⁹⁾

最後のところは、アイゼンハワー政権が、冷戦のコストを抑える必要から、核抑止に大きく依存して陸上兵力を削減する、いわゆる「ニュールック」戦略を取りはじめたことを指している。このような戦略は、政権の意図はともかく、次のような記事が解説するように、同盟国に対する軍事力増強要求の説得力を減じるものであったように思われる。

「戦争を防ぐために核兵器に依存しながら同時にそれでもなお起こるかもしれないような戦争（局地戦の意味）のため歩兵を他国に求める軍事政策は、他の国が新兵器の強力さのゆえにもし軍隊の提供に二の足を踏むことを明らかにした場合に適切な回答を持たないわけである。」（「ビキニの水爆実験、米世界政策に重大影響」『読売新聞』一九五四年三月二十五日）。

ダレスもNATO理事会（四月二十三日）で演説した際に、「自由世界がソ連圏の通常兵力に二対一で（man for man）

対抗する」ならば、「多くの自由主義国家の、経済、社会、そして財政的な秩序に危機的な緊張を強いることになる」として、「ニュールック」戦略によって同盟国も、通常兵力の増大を抑制できる利点を説明していた。⁽²⁰⁾

もちろん、これは程度の問題であり、極東軍は、軍事的な判断として、核の時代にも日本と基地の防衛のために陸上兵力は必要であるし、三三万程度の規模が必要という考えを変えなかった。NSC五五六一の一は、日本の防衛力に関して、軍事上適切な規模というものはあるとして、数字こそ出さないが、統合参謀本部がこれまでの日本再軍備の計画案を当面、持ち続けることを示唆している。

しかし、少なくとも、ビキニ事件の強い衝撃が、日本人に対する陸上兵力増強要求の説得力を減少させたことは間違いない。NSC五五六一の一は、この問題で、アメリカの影響力が限られていることを認識し、日本が維持する軍事力の全体の規模と構成は日本政府が決めることを確認すべきという方針を打ち出した。防衛力増強圧力の緩和は、政治心理的にみて、より現実的な方針として採用されたのであった。

さて、ビキニ事件がこの政策見直しに与えたもうひとつの論点は、事件によって例示された日本の国内治安体制（internal security）の弱さの問題であった。アメリカ大使館は、ビキニ事件において、日本政府の重要な軍事情報に対する管理は全く不十分であり、しかも、日本政府は、共産主義者、平和主義者、中立主義者の反米宣伝と煽動に効果的な反撃ができなかったとして、このことを日本国内の治安体制強化の必要性と結びつけた。大使館の研究は、日本における左翼・共産主義者のメディア、労働組合、学校への浸透を指摘して、これに対処するための組織的なプログラムを制定するように、日本政府に迫ることを勧告した。そして、このプログラムの実行に関して、両国政府の高官から成る継続的な日米委員会の設立を提唱した。大使館は、これを、アメリカが日本の防衛予算を認め、日本に経済的援助を与える条件にすることさえ進言した。日本には、「反逆、スパイ、国家機密の法律的定義さえできていない」のである。そういう国内治安体制に欠陥のある国に防衛力増強を迫るというのは、順序が逆で、無駄ではないかというのが、大使館の批判であった。⁽²¹⁾

この治安強化という点に関して、極東軍は冷静であった。大使館の研究にコメントして、一般的に国内治安措置の必要は認めつつも、諸制限の増加、とくに言論、出版の自由の制限がアメリカに結びつけられることはアメリカの国益を阻害するし、共同委員会の設置は日本政府にとって受け入れ難く、重大な摩擦の源泉になるだろうと論じた。また、国務省内

にも、大使館の議論の大筋には賛成しつつも、国内治安の重視が、新たな「紛争の原因 (cause celebre)」をもたらすという批判的な意見があった。この点に関する圧力は防衛力増強の圧力と同様に危険であり、これも日本政府のペースに任せるべきであるというのがその理由であった。NSC五五・一六／一は、日本政府が、共産主義勢力の基盤をたたくために、「効果的な治安措置を採るよう」に勧め、適切な場合には援助する」ことを政治的方針のひとつとしたが、これは同様の規定がNSC一二五／二にも見られ、とくにこの問題で大使館が勧めるような強い具体的な圧力を日本に対してかけるという方針はとられなかったようである。

しかし、この国内治安体制の不備の問題は、大使館が、ビキニ事件の発生以来、吉田政権の統治能力に大きな疑問を持つようになる大きな理由であった。この問題を含めて、国内政治の安定を図ることができる強力なリーダーシップを期待する気持ちは徐々に強くなっていった。アリソンは吉田の訪米前には、吉田に「おみやげ」を渡さないで、「慎重な中立 (studied neutrality)」の姿勢——すなわち吉田の政権維持にも追放にも手を貸さない——をとるべきであるとしていた。「中立」とは言っても、それは、世論の人氣もなく、財界の支持も徐々に失い、側近に頼りすぎて保守層の中でさえも孤立しつつある吉田にとっては、「アメリカとうまくやる」ことができる」という最後の切り札とも言えるべき評判を剥奪することであった。国内保守の分裂が、政治的不安定を生み、共産主義者につけられるすきを与えると考えたアリソン大使は、三月に政策見直しを進言した時には、まだ、吉田とその周囲の人々によつて指導される、穏健保守勢力による政治の安定を期待していた。しかし、ビキニ事件以後は、徐々に、新しい指導者による保守合同の動きに期待するようになっていったのである。

おわりに

ビキニ事件の外交処理における日本政府の姿勢は、自らの立場を固めて、アメリカに強い態度で臨むというようなものではなかった。むしろ、アメリカへの協力の意思を示しつつ、政府内外の動きと核兵器に対する国民の特殊な感情を十分コントロールができないことにアメリカ側の理解を取り付けようとするものであった。このような姿勢で、補償金に関し

て一定の成果を得たのであるから、結果として、ディングマン氏も言うように、同盟の「弱者」が「強者」を外交でしのいだ例と見ることもあるいは可能かもしれない。

しかし、外交の評価としては、この「弱者」が払ったコストにも注目する必要がある。補償金はたしかに、アメリカ政府が最初に提示した額（一五万ドル）よりもはるかに高額（二〇〇万ドル）となった。だがそれは、無線長の死亡という不幸にもよったし、実際の損害額から見てそれほど法外な額というわけでもなかった。また、アメリカ政府は、この金銭を法的な責任とは関係のない慰謝料として支払った。そのため実験の安全性の問題が詰められることもなく、ある意味では、金銭で問題が片づけられることになった。しかも、日本政府の事件への対応は、アメリカ大使館に不満と失望、そして同盟の将来への不安を抱かせるものであった。なるほどそれはアメリカ政府を動かすことにもなったが、同時に、アメリカとの良好な関係に政権の基盤を置く吉田政権にとっては、対米信用の失墜という大きな代価をとまなうものであった。そのようなことを考慮すると、ディングマン氏の評価は、かなり割り引く必要があると思われる。

ビキニ事件は、アメリカが軍事戦略の重点を核抑止力に置きはじめたまさにその時に、日本国民の反核感情の根強さと、それが容易に反米感情と結び付いて日米同盟を傷つける力を持つことを明白にした事件であった。この意味で、事件は、日米同盟に付随する核戦略の現実と核兵器に対する日本国民の感情との間にある「ねじれ」を露呈したと言えるであろう。以後、日米両政府はこの「ねじれ」の取り扱いに相当の神経を使わざるを得なくなる。しかし、そのことは別にして、本稿の検討からは、ビキニ事件の影響についてもうひとつの皮肉な「ねじれ」が浮かんできている。すなわち、ビキニ事件は、一方で吉田の統治能力に対するアメリカ大使館の信頼を低下させ、他の事情と合わせて、アメリカ政府が吉田に見切りをつける理由のひとつになったが、他方で、熱核時代の到来の中、日本については国内政治の安定と経済の復興を優先し、防衛力増強の圧力をゆるめる——つまり吉田の方針を受け入れる——必要があると判断する材料のひとつにもなったことである。ビキニ事件は吉田を見放し、しかも吉田の路線は受容するという一九五四年のアメリカ対日政策の動きを促進した。この意味でも、この事件が戦後史の展開に占める位置は小さくないのである。

(1) *Foreign Relations of the United States: 1952-1954, Vol. XIV*

(Washington: Government Printing Office, 1985) [以下] FRUS
S. 略] pp. 1643-1648.

(2) 石井修『冷戦と日米関係』(ジャパンタイムズ、一九八九年)
七章および八章。

(3) ディンマン (Roger Dingman) 氏の論文 "Alliance in
Crisis: The Lucky Dragon Incident and Japanese-American
Relations", in Warren Cohen and Akira Iriye eds., *The Great
Powers in East Asia, 1953-1960* (Columbia University Press,
1990) は、日米双方の資料を利用して、事件処理の外交を検討する優
れた研究である。本稿では未見のアメリカ原子力委員会の資料も利
用されている。ただし、日本側の外交文書公開以前に書かれている。

(4) もちろんこれらの外交文書に加えて、これまでの研究や資料集、
新聞等をあわせて利用した。事件とその影響についてのまとまった
概説書として、広田重道『第五福龍丸——その真相と現在』(白石
書店、一九八九年)。外務省の外交文書を利用して事件処理の経緯
を簡潔にまとめた論文として、植村秀樹「第五福龍丸事件の衝撃
と日米関係への波紋」『青山国際政経紀要』第四号(一九九三年三
月二十五日)。第五福龍丸平和協定編『ヒキニ水爆被災資料集』(東
京大学出版会、一九七六年)「以下『資料集』と略」は幅広く資料
を集めた利用価値の高い資料集である。大石又七「死の灰を背負っ
て——私の人生を変えた第五福龍丸」(新潮社、一九九二年)は福
龍丸元乗組員の感動的な手記。

(5) 『資料集』四一五〜四一六頁。

(6) 外務省外交記録C四二二五「第五福龍丸その他ヒキニ原爆被
災事件関係一件」(第一巻)一、「第五福龍丸被災事件一般」[以下
「事件一般」と略す]三二四〜三二六頁、三九七頁。なお、外務省

外交文書の複写については朝日新聞外交文書取材班(一九九一年)
には世話になった。

(7) 前掲『資料集』三九一頁。State Department, Central File,
711.5611/3-2654 (Tel. 2313), National Archives [以下 CF 711.
5611/3-2654 (Tel. 2313) 等と略]

(8) アメリカ大使館は、後に「事件発生から久保山無線長の死亡ま
での事件処理について」1日毎の経過を報告書にまとめた。その報告
書は三月三十一日、二十九日分記述を参照。"Chronology of the
Fukuryu Maru", CF 711.5611/3-2855, entry March 22, 29, 1954
[以下 "Chronology" 3.22, "Chronology" 3.29 等と略]

(9) 外務省の文書は、福龍丸の背景調査に関する部分にいくつか削
除が見られる。たとえば、公開されたこの四月二日(金曜日)の書
簡からは、次の第四パラグラフが削除(黒塗り)されている。「福
龍丸乗組員の『善意 (bona fides)』と船の無害通行に関する避け
ることのできない質問については、さらに質問が生じることを速や
かに回避するためにも、三月二十六日に外務省に適切な質問リスト
が渡されている。今週早くの回答が約束されたが、暫定的なもので
あれ最終的なものであれ、なんら回答がない。」また、奥村外務次
官がアリソン大使に口頭で述べたことを外務省がまとめてアメリカ
側に渡した三月二十九日の覚書から次の第六パラグラフが削除さ
れている。「レオンハート」[一等書記官]が竹内「欧米一課長」に
求めた情報については、内密に (in confidence) 自治体警察、海
上保安庁、水産庁を通じて収集されており、やがてアメリカ大使館
に伝えられるであろう。」(「内筆者」)「事件一般」二五九〜二
六一頁、一八九頁。"Public and Private Official Papers Relating
to the Case of the Fukuryu Maru No. 5: Documentation March
17-April 23, 1954", CF 711.5611/4-3654 enclosure 25, 17.

(10) *ibid.*, enclosure 26.

(11) CF 711.5611/4-554 (Tel. 2423)

(12) 「事件一般」二九七〜二九八頁。

(13) 『朝日新聞』一九五四年四月十日。植村、前掲論文、一四五〜
一四六頁。「事件一般」三四一〜三四四、三五七〜三五八頁。

(14) John M. Allison, *The Ambassador from the Prairie, or Allison
Wonderland* (Houghton Mifflin, 1973) p. 265.

(15) "Chronology" 3.17, 3.19, 3.23, FRUS p. 1622. 「事件一般」一
五三頁。

(16) "Chronology" 3.24. 「事件一般」一四六〜一四七、一五〇、
一五六〜一五七頁。その他「安全保障上の機密管理のため、灰と汚
染された物品の目録を作って、日本政府が管理すること、また外部
発表の審査と検閲のための機密を設けること」が要請された。

(17) 外務省外交記録C四二二五「第五福龍丸その他ヒキニ原爆被
災事件関係一件」(第二巻)三、「第五福龍丸事件善後措置に関する
打合せ」五四、七九〜八一頁。「事件一般」二九一頁。"Chrono-
logy" 3.26.

(18) 「事件一般」二五九、三四六〜三四七頁。

(19) FRUS p. 1645.

(20) 「事件一般」二八五〜二九〇頁。

(21) 「事件一般」二六一頁。

(22) "Chronology" 4.2, 4.5, 4.6, 4.7, 4.8.

(23) CF 711.5611/4-1254 (Tel. 2488), cf. FRUS pp. 1632-1633.

(24) 『資料集』五九〜一〇〇頁を参照。

(25) FRUS pp. 1636-1637.

(26) CF 711.5611/4-2154 (Tel. 2574) 「事件一般」四九四〜四九
五頁。外務省外交記録C四二二五「第五福龍丸その他ヒキニ

原爆被災事件関係一件」ヒキニ被災事件処理経緯(調書)一、資
料「ヒキニ被災事件処理経緯」[以下「事件処理経緯」と略す]五
五〜五七頁。FRUS pp. 1638-1639.

(27) FRUS pp. 1733-1734.

(28) 『資料集』三九八〜四〇〇頁。「事件処理経緯」九六〜一〇〇頁。

(29) 「事件一般」三四五〜三四八頁。

(30) 改進黨「須磨弥吉郎の説明」『朝日新聞』一九五四年四月二日。

(31) FRUS p. 1644.

(32) 「事件一般」四二六〜四二八(日本側覚書)、四二九〜四三二
頁(アメリカ側覚書)。

(33) "Chronology" 4.10. 日本政府は、日本側の三月三十一日「アメ
リカ側の四月十日」二つの覚書を両方とも公表しなかった。「事件
一般」四〇九頁。しかし、前者についてはほぼ正確な概要が新聞
に載っておりバランスを欠く結果になった。

(34) 『朝日新聞』(天声人語)一九五四年四月十日。

(35) 『朝日新聞』一九五四年四月十日。

(36) 「事件一般」三二〜三三頁。

(37) 外務省外交記録C四二二五「第五福龍丸その他ヒキニ原
爆被災事件関係一件」補償問題関係一、「損害補償に関する経緯」
[以下「補償経緯」と略す]二八〜三三頁。"Chronology" 4.10.

(38) CF 711.5611/4-1354 (Tel. 2497)

(39) CF 711.5611/4-1554 (Tel. 2522) FRUSの土屋局長のメ
シム局に対する批判の部分は削除されている。FRUS p. 1636,
"Chronology" 4.16.

(40) 「補償経緯」四五五頁、四三三頁。

(41) CF 711.5611/5-1454 (Desp. 2806)

(42) "Chronology" 5.21. 「補償経緯」六七〜七四頁。

- (43) "Chronology" 5.28. 「補償経緯」一〇九〜一四頁。植村「前掲論文」一四八頁。
- (44) "Chronology" 5.29.
- (45) "Chronology" 5.27, 5.28, 5.31.
- (46) 彼は、五月六日の国家安全保障会議の席上、次のように述べた。「だれもがわれわれをスキャンダルと、またサーベルをがちゃつかせる戦争屋だと思ってる」 Foreign Relations of the United States: 1952-54, Vol. II p. 1426.
- (47) 「補償経緯」一二二頁。FRUS pp. 1651-1652.
- (48) 「補償経緯」一〇四頁。
- (49) FRUS pp. 1665-1666.
- (50) 「補償経緯」一八四〜一八五、二〇一〜二〇四、四五七〜四五八頁。「事件一般」五一七頁。外務省外交記録C四二二五「第五福龍丸その他ヨキニ原爆被災事件関係一件」(第二巻)三「第五福龍丸善後措置に関する打合せ」一六四頁。植村「前掲論文」一四九頁。
- (51) "Chronology" 8.17.
- (52) "Chronology" 9.2. CF 894.245/9-254 (Tel. 535) 「補償経緯」一六六頁。
- (53) CF 894.245/9-2954 (Tel. 762).
- (54) FRUS pp. 1746-1768.
- (55) CF 894.245/9-2954 (Tel. 762).
- (56) 「補償経緯」二二二〜二二三、二六五〜二六八頁。
- (57) FRUS p. 1759, Dingman, *op. cit.*, p. 203.
- (58) FRUS pp. 1750-1752. 「補償経緯」三〇三〜三〇四頁。なお、中川アジヲ局長は、二〇〇万ドルという数字を国内に納得するべきとされたのは「一種の勘」でもって回顧している。「毎日新聞」一九九一年十月二十日。

- (75) ただし、基地維持のため以外にアメリカの陸上兵力を日本に置くべきかは疑問を投げかけている。"A Preliminary Reappraisal of United States Policy With Respect to Japan," CF 611.94/10-2554 (desp. 516), cf. FRUS pp. 1752-1758.
- (76) FRUS p. 1752. ショーンハートは、翌年早々に政策企画室に転出し、國務省内のNSCの五五二六の一の草案形成に関与した。ショーンハートは、Lot File 65D101, 66D70, 66D487, の "William Leonhart" を参照。
- (77) FRUS pp. 1645-1646.

- (59) FRUS pp. 1815, 1758-1759.
- (60) 「補償経緯」三二七〜三二八、三五九〜三六〇頁。
- (61) CF 611.94/12-2754, Dingman, *op. cit.*, pp. 204-205.
- (62) 「補償経緯」三八四〜三八五頁。
- (63) FRUS pp. 1815-1816.
- (64) 「資料」四五六〜四五七頁。
- (65) 「補償経緯」二二九〜二三三頁。「朝日新聞」一九五五年一月二十日。
- (66) 「補償経緯」二九三〜二九四、三六三〜三六六頁。
- (67) "Bikini Incident And Nuclear Matters, November 3, 1954," State Department, Lot File 66D330 "Yoshida Mission," National Archives.
- (68) CF 794.00/3-2554 (Tel. 2300).
- (69) FRUS pp. 1709, 1717.
- (70) FRUS pp. 1698-1702.
- (71) NSCの五五二六の一の意義とその全訳については、拙稿「米國国家安全保障會議政策文書NSCの五五二六の一について」、『三重大学社会科学部年報』第七巻二号(一九九〇年三月)。原文は、FRUS: 1955-57, Vol. XXIII pp. 52-62.
- (72) "Memorandum by the Ambassador in Japan (Allison) to the Secretary of State, September 9, 1954" FRUS pp. 1717-1720, 1718.
- (73) "Japan" (CINCFE 71040, January 7, 1955) Lot File 58D184 "NSC5516/1 and Progress Report, 1955," cf. Foreign Relations of the United States: 1955-57, Vol. XXIII pp. 3-4.
- (74) "Comments on Embassy Memorandum of 9 September 1954," CF 611.94/10-1354.

- (78) FRUS pp. 1646-1648, "A Preliminary Reappraisal..." *op. cit.*
- (79) FRUS p. 1720.
- (80) "Memorandum, MacFetridge to Scott, May 18, 1954," CF 711.5611/5-1854.
- (81) FRUS pp. 1719-1720, 1757-1758, "A Preliminary Reappraisal..." *op. cit.*
- (82) "Japan" (CINCFE 71040, January 7, 1955) *op. cit.*
- (83) FRUS pp. 1789-1790.
- (84) FRUS pp. 1746-1748.

〔付記〕 本稿は文部省科学研究費助成・重点領域研究「戦後日本形成の基礎的研究」(一九九二〜九四年度)および「同国際学術研究「戦後日本外交の形成」(一九九三年度)によるアメリカでの資料調査の成果の一部である。